

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年4月9日

近畿地方整備局

滋賀国道事務所長 福岡 彰三

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、滋賀県内の主要道路における工事に伴う、交通規制や沿道利用の規制等に起因した道路利用者及び沿道住民からの意見、不満を改善するために、適切なマネジメントを推進し、占用工事を含む道路工事に伴う交通規制を極力減らすことを目的として、道路利用者及び沿道住民に対する利便向上に繋がる手法の立案を検討を行うものである。

本業務を実施するにあたっては、道路工事の件数や規模に応じた車線規制等について定量的に把握する管理手法を確立する技術と、縮減効果を分析・評価する技術が必要であるとともに、公安委員会、公益企業者等との調整能力、特定の企業・個人に偏らない公平・中立な立場で業務を実施する必要があることから、(社)道路保全技術センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度滋賀国道管内道路工事適正化マネジメント技術補助業務

(2) 業務内容 ①道路工事における規制時間の把握
②道路工事適正化方策の検討
③道路工事情報提供手法の検討
④適正化目標の検討

(3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、滋賀県内の主要道路における工事に伴う、交通規制や沿道利用の規制等に起因した道路利用者及び沿道住民からの意見、不満を改善するために、適切なマネジメントを推進し、占用工事を含む道路工事に伴う交通規制を極力減らすことを目的として、道路利用者及び沿道住民に対する利便向上に繋がる手法の立案を検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けているもの。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (2) 技術力に関する要件
 - ・道路工事の定量的に把握する管理手法を確立する技術と、縮減効果を分析・評価する技術を有していること。
 - ・公安委員会、公益企業者等との調整能力、特定の企業・個人に偏らない公平・中立な立場で業務を実施する能力を有していること。
- (3) 守秘性に関する要件
 - ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- (4) 業務執行体制に関する要件
 - ・近畿地方整備局管内に本社・本店等、又は支社・支店・営業所等があること。
 - ・道路工事適正化マネジメント支援業務を実施する担当技術者を十分に確保していること。
- (5) 業務実績に関する要件
 - 元請けとして、平成14年度以降において完了し引き渡しが済んでいる業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有すること。
 - ・同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路工事に伴う規制時間の縮減に関する業務
 - ・類似業務：近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した道路工事に伴う規制時間の縮減に関する業務

5. 手続等

- (1) 担当部局

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 14-63 (平成19年5月6日まで)
〒520-0803 滋賀県大津市竜が丘 4-5 (平成19年5月7日以降)
国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 経理課契約指導係
TEL : 077-523-1741 FAX : 077-523-1996
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年4月9日から平成19年4月27日まで
(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)
(1)に同じ。
手渡しとする。
- (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年5月1日16時00分 (1)に同じ。持参（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年5月16日 16:00
- (4) 技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

以上